

議案第 9 3 号

北名古屋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、降給の事由等について規定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を
改正する条例

北名古屋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年
北名古屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」とい
う。）」の次に「第27条第2項及び」を加える。

第2条を次のように改める。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を
同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及
び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の
号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

第7条を第9条とし、第3条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第2
条の次に次の2条を加える。

（降給の事由）

第3条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合において
は、その意に反して降給することができる。

- (1) 勤務実績がよくないと認められる場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない
ことが明らかな場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認め
られる場合
- (4) 法第28条第1項の規定により降任された場合

（降号の事由）

第4条 勤務実績がよくない場合であつて、その状態が改善されない場合
において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

2 北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成18年北名古屋市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「第3条」を「第5条」に改める。